自動販売機設置仕様書

１　設置場所及び面積（設置台数）

別紙「貸付物件一覧」のとおり

２　貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（更新なし）

３　自動販売機の設置条件

（１）貸付の形態と期間

地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産の貸付けとする。また、貸付期間は60箇月とする。

（２）自動販売機の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア　省エネルギー対応やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ　「自動販売機据付基準」（社団法人全国清涼飲料工業会ほか３団体作成）を遵守した措置を講じること。

ウ 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

エ　硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

オ　未使用の新品であること。（動作テストのための使用を除く。）

カ　別紙「貸付物件一覧」の「特記事項」欄に記載された機能を有すること。

（３）設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア　貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ　販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、四日市市及び指定管理者の指示に従うこと。

（４）維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア　商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任で行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。

イ　自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ　自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ　自動販売機の故障や問い合わせについては、２４時間対応可能な連絡先を明記し、設　　置事業者の責任において対応すること。

４　販売商品の種類及び価格

（１）販売品目

別紙「貸付物件一覧」のとおり

（注）一つの自動販売機で販売する商品は、全て同一メーカーの製品に統一すること。ただし、飲料等のメーカーが他のメーカーと商品の販売提携を行っている場合は、当該他のメーカーの製品を当該飲料等のメーカーの製品とみなす。

なお、商品の具体的な構成については、施設管理者との協議により決定すること。

（２）販売価格

標準販売価格とすること。

５　貸付料

物件番号１及び２の貸付料は、入札により決定した金額とする。

６　光熱水費

設置者が自ら設置した計量器（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を貸付料とは別に徴収する。

７　費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用は、すべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費も含む。）とする。

なお、設置にあたっては四日市市及び指定管理者の指示に従うこと。

８　原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を四日市市及び指定管理者に請求することはできない。

９　商品等の盗難及び破損

（１）四日市市又は指定管理者の責に帰することが明らかな場合を除き、四日市市及び指定管理者はその責を負わない。

（２）設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。